

1. 議事日程

〔令和7年第2回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

令和7年8月4日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第51号 財産の取得について（安芸高田市児童生徒用1人1台端末購入）
日程第4 議案第52号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	児玉 史則
11番	大下 正幸	12番	熊高 昌三
13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
15番	秋田 雅朝	16番	石飛 慶久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番	山根 温子	10番	児玉 史則
----	-------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

市長	藤本 悦志	副市長	杉安 明彦
教育長	猪掛 公詩	総務部長	新谷 洋子
企画部長	高下 正晴	教育次長	柳川 知昭
総務課長	玉井 郁生	財政課長	沖田 伸二
政策企画課長	黒田 貢一		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高藤	誠	事務局 次長	國岡	浩祐
総務係 長	日野	貴恵	主 事	波多野	奈美



午前10時00分 開会

○石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。
高藤事務局長。

○高藤事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、安芸高田市が出資金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。
第3点、監査委員より、令和7年6月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれ写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、9番 山根議員及び10番 児玉議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○石 飛 議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長 おはようございます。
令和7年第2回臨時会の運営につきまして、7月29日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定をいたしましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日のみといたしました。

本臨時会に付議されます案件は、議案2件でございます。

議案審議についてですが、付議された議案第51号は委員会付託を省略し、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。

議案第52号は、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第51号 財産の取得について(安芸高田市児童生徒用1人1台端末購入の件)

○石 飛 議 長 日程第3、議案第51号「財産の取得について(安芸高田市児童生徒用1人1台端末購入の件)」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おはようございます。

議案の提案理由について、御説明を申し上げます。

本案は、市内小中学校の児童生徒用1人1台端末の取得について、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 では、要点の説明を行います。

議案第51号の説明資料を御覧ください。

財産の取得、児童生徒用1人1台端末の契約の締結についてです。

契約の目的は、文部科学省のG I G Aスクール構想の実現における補助事業を活用し、市内小中学校の児童生徒用1人1台端末1,805台の整備を実施をするものです。

今回は、都道府県単位での共同調達補助金の交付要件となっていることから、広島県内の市町で構成する広島県G I G Aスクール推進協議会において、公募型プロポーザル方式による共同調達を行い、2025年3月に契約候補者の選定をしております。

契約予定業者は、株式会社大塚商会広島支店でございます。

納期は、2026年3月37日、入札の経過としまして、契約の方法は、随意契約、仮契約日が2025年7月16日、契約金額は1億1,461億1,046万4,475円でございます。

主要な仕様としては、本体がレノボ製のC h r o m e b o o k、1,805台で、附属品としてフィルタリングソフト、液晶保護フィルムが付いております。

附帯作業として、初期設定、ソフトの設定、設置・据付料が込みとなっております。

資料の説明は、以上でございます。

議案に戻っていただいて、議案第51号、財産の取得について、契約の目的以下、契約の方法、契約の金額、契約の相手方については、先ほど説明した内容で記載のとおりでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

益田議員。

○益 田 議 員 1番、益田一磨です。広島県内の市町で構成する広島県G I G Aスクール推進協議会と業者と選考委員会とかのこの会議だったりの際に、安芸高田市のほうから、この端末選定におけるこういった基準を満たしてくださいとか、何か要望だったり御意見等って、出されたことありましたでしょうか、お伺いします。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 この推進協議会のメンバーは、各市町の教育委員会の担当課長が所属をし、また、部会というのがありまして、そこでは担当者も出ております。

今回の調達に関わっての要望ということなんですが、特にうちから独自の要望ということではなくて、文科省から、もう基準スペックと示されておりますので、それが満たされる当然の条件ですけど、そういったところを要望というか、中で協議をされており、当然この業者も標準スペックをクリアしているという状況でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 すいません、これ国のほうから補助があるかと思うんですけども、補助率3分の2で、端末の基準額が5万5,000円となっているかと思うんですけども、今回の場合、1台当たりで計算すると約6万1,200円になるかと思えます。こういった場合に、幾ら補助が出て、幾らこの市の負担になるのかというところを、1台当たりで構いませんので教えていただけますでしょうか。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 基本パッケージで5万5,000円、これが補助対象経費になります。この5万5,000円に対して3分の2補助ということですので、3万6,660円が基本

の補助になります。その他、据付料については、単独ということになりますが、全体で言えば、3分の2が補助対象、その他が一般財源という計算になります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

南澤議員。

○南 澤 議 員 説明資料の一番最後、附帯作業のところ、設置・据付のところ、括弧にある充電保管庫に設置ということになっているんですけども、現行、今、学校にあるものがそのまま使えるのか、新たに買い足すようなのか、その辺りのことを御説明をお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 充電保管庫につきましては、現在のものを引き続いて使用します。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第51号「財産の取得について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第52号 令和7年安芸高田市一般会計補正予算(第2号)

○石 飛 議 長 日程第4、議案第52号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 本案は、地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業に

伴う費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありますか。
(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。
なお、審査終了後、本会議を再開し、委員長の報告の後、採決を行うことといたします。
ここで暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時14分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
議案第52号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。
児玉予算決算常任委員長。

○児玉予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をいたします。
本日、本委員会に付託がありました議案第52号「令和7年度安芸高田一般会計補正予算（第2号）」の審査結果について、報告をいたします。
このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,982万7,000円を追加し、予算の総額を199億8,451万3,000円とするもので、総務省の地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業を活用した郵便局の利活用推進事業の実施に係る予算計上でありました。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は次のとおりです。

審査において、委員より、「この事業により、住民サービスがどの程度向上する想定か何う」との質疑があり、執行部より、「実証事業では証明書交付事務とよろず相談受付業務を行うが、最終的には今支所で受けられるメニューが、市内15郵便局で受けられることを目指している」との答弁がありました。

また、委員より、「支所のサービスのフルメニューを行く行くは郵便局でできるようにしていきたいとの説明だが、支所は今後、文化施設と一体化する方針だと思われる。その辺りの整合性について何う」と質疑があり、執行部より、「支所は市民のよりどころであり、何よりも災害

時には支所を拠点として、災害対策支部が設置され、避難者の設営や、受入れなど必要となる。将来的には、支所機能は5町に残す考えである」との答弁がありました。

そのほか、歳入歳出について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○石 飛 議 長

以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、議案第52号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第2回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時04分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員